

Transaction M&A News

April 2009

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153カ国に 155,000人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介します。この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースのトランザクション/M&A部担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

合併時に打切支給された 退職金の所得税法上の取り扱いについて

近年、企業の退職金制度は、従来の確定給付型だけではなく、確定拠出型のものや退職金制度自体の廃止など多様化してきています。そのため企業間の合併が行われる場合、被合併法人における退職金制度を合併法人の退職金制度に変更するために、被合併法人において合併に際して退職金を打切支給する事例がみられます。

本ニュースレターでは、合併時に被合併法人の従業員に対して退職金が打切支給された場合の所得税法上の取り扱いについて、課税当局の見解を踏まえてご説明します。

1. 退職金についての課税方法

いわゆる退職金については、所得税法上の「退職所得」に該当する場合、支給金額から退職所得控除額を除いた金額の2分の1のみが課税され、通常の給与に比べて課税が大幅に軽減されています(所法30)。

退職所得の金額 = (収入金額-退職所得控除額) × 1 / 2

退職所得控除額

勤続年数が20年以下の場合……40万円×勤続年数(最低80万円)

勤続年数が20年超の場合……70万円×(勤続年数-20年)+800百万円

そのため、退職金の打切支給が行われた場合、支給を受けた従業員にとって、その退職金が「退職所得」に該当するかどうか重要な問題となってきます。

所得税法上の退職所得とは、退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得とされています(所法30)。合併においては被合併法人の権利及び義務は包括的に合併法人に引き継がれるものとされており、雇用契約も合併に伴い合併法人に承継され、被合併法人の従業員は、被合併法人を必ずしも退職するわけではないため、合併時において打切支給された退職金が退職所得として取り扱われるか否かが問題となります。

2. 被合併法人において打切支給された退職金の所得税法上の取り扱い

所得税基本通達において、引き続き勤務する役員又は使用人に対し退職手当等として一時に支払われる給与のうち、新たに退職給与規程を制定し、又は中小企業退職金共済制度若しくは確定拠出年金制度への移行等相当の理由により従来の退職給与規程を改正した場合に支払われる給与であり、その給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるものは、退職所得として取り扱うとされています(所基通30-2)。

また、最高裁昭和58年12月6日第三小法廷判決は、一時金がたとえば「定年延長又は退職年金制度の採用等の合理的な理由による退職金支給制度の実質的改変により精算の必要があって支給されるもの、あるいは、その勤務関係の性質、内容、労働条件等において重大な変動があって、形式的には継続している勤務関係が実質的には単なる従前の勤務関係の延長とはみられない等の特別の事実関係がある」場合には、退職の事実の有無にかかわらず、退職により一時に受ける給与の性質を有する給与として退職所得に当たると判示しています。

このような退職所得についての国税当局の考え方及び判例における解釈を前提すると、被合併法人において打切支給された退職金は、以下のような事実がある場合、退職所得として認められるように思われます。

合併後、合併法人において勤務する被合併法人の従業員の退職金の計算において被合併法人における勤続年数は加味されないこととなっている。

合併法人における労働条件が被合併法人におけるものとは大きく異なり、被合併法人における勤務がそのまま継続されているものとみられない、あるいは、被合併法人と合併法人の退職金制度の統合のために退職金制度の大きな改変(たとえば確定給付型から確定拠出型への変更等)が行われている。

打切支給される退職金が退職所得に該当するか、あるいは通常の給与所得に該当するか否かによって、従業員の課税関係だけでなく、退職金支給時の被合併法人による源泉徴収税額にも影響を及ぼすため、慎重な検討が必要です。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

トランザクション/ M&A 部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号

霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	宮川 和也	03-5251-2462	kazuya.miyakawa@jp.pwc.com
	佐野 勝也	03-5251-2774	masaya.sano@jp.pwc.com
マネージャー	蒲池 茂	03-5251-2940	shigeru.k.kamachi@jp.pwc.com